

平成22年度第10回庁議 会議録

[日 時] 平成23年1月5日(水) 午前9時30分～午前10時

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 平成22年度1月補正予算案について (企画部)

(2) 総合文化施設建設事業について (企画部)

3 連絡事項

(1) 第2次新居浜市男女共同参画計画(案)について (市民部)

1 市長あいさつ

昨日から仕事を始めており、本年としては初めての庁議となります。今年もこの庁議を「行政執行の最高方針決定のための審議の場」と位置付けておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2 議 事

(1) 平成22年度1月補正予算案について (企画部)

市長 議事に入る。平成22年度1月補正予算案について企画部から説明をお願いする。

<企画部長>

平成22年度1月補正予算案について説明する。

まず、一般会計補正予算第5号については、国の補正予算に対応し、子宮頸がん等のワクチン接種に要する経費について、早急に予算措置をする必要があることから、感染症等予防費の補正予算を専決処分しようとするものである。内容については、事業概要欄に記載のとおり、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンのそれぞれの接種委託料で、4,723万7千円の追加であり、特に子宮頸がん予防ワクチンについては、対象者のうち、高校1年生は、22年度中に1回接種を行っていないとその後の接種が無料とならないため、1日も早い対応が必要なことから専決処分するものである。

続いて、一般会計補正予算第6号については、1月臨時会での提案を予定しており、こちらも国

の補正予算に伴う地域活性化交付金を活用した経済対策事業の他、社会資本整備総合交付金の追加内示に伴う道路整備事業について予算措置をしようとするものである。内容については、地域の活性化ニーズに応じて、きめ細かな事業を実施するための「きめ細かな交付金」を活用した事業として、松の木自治会館建設工事費を補助するコミュニティ助成事業、東田保育園、高津保育園の改修工事費を措置する保育所整備事業等5事業で1億520万円の追加となっている。交付金額は、7,108万3千円である。次に、住民生活にとっては大事な分野でありながら、十分に光が当てられてなかった分野に対する取組を支援するための「住民生活に光を注ぐ交付金」を活用した費用としては、エアコン整備工事や安全対策整備工事等を実施する発達支援センター整備事業等4事業で1,890万円の追加であり、交付金の額は、1,374万9千円となっている。最後にその他として、社会資本整備総合交付金の追加内容に伴い、駅裏角野線の道路舗装を実施する道路整備事業として6,000万円の追加と横水松木線については財源補正を行う予定である。

市長 国の補正予算に対応したものであるもので、準備のある程度できているものでないと対応ができないこともあろうかと思う。先取りのような、前倒しのような事業もあるが、今年度中に事業着手して効果を出そうというものである。

子宮頸がん予防ワクチンの対象者についてはどのような対応か。

福祉部長 平成23年度までは、中学校1年生から高校1年生までが対象となる。平成23年度は現在の小学校6年生が新たに中学校1年生になった生徒を入れて4学年が対象となる。平成24年度実施するとすれば、中学校1年生だけが対象となる。高校1年生の対象となる生徒には3月までで終りなので、個人通知をしようと考えている。

(2) 総合文化施設建設事業について

(企画部)

市長 次の議題に移る。総合文化施設建設事業についてであるが、12月議会で設計予算を議決をいただいたが、非常に大きな事業でもあるし、皆さんにも十分認識してもらいたいので、企画部から説明をお願いする。

<企画部長>

総合文化施設の取組について説明する。

総合文化施設の計画については、先の12月議会で、設計業務について予算が承認されところである。これからの取組について資料をもとに説明する。

まず、資料の1ページ、これから取り組む主な項目としては、「設計業務」、「あかがねミュージアム建設委員会」「収集・評価委員会」、それと今年3月に開催を予定している「文化フォーラム」の4項目がある。

資料の2ページ、1点目の設計業務については、公募型プロポーザル方式で、設計事業者を選定し、平成23年度末までに、基本設計、実施設計を完了する予定としている。期間は、平成23年1月から平成24年3月までの2か年の継続事業で、委託料が1億8,900万円を見込んでいる。公募型とすることで広く事業者を募集し、事業者の選定にあたっては、学識経験者などからなる審査委員会を設置する。参加出来る事業者の要件として、過去15年の設計実績等の条件を考えてい

る。

次に、3ページ、設計業務の主な流れであるが、本年1月から3月までに事業者を選定し、契約の締結、平成23年9月に基本設計を完了し、平成24年3月末に実施設計を終了する予定である。事業を進めるにあたっては、市民や議会との意見交換、説明など、市民参加と情報公開を基本に進めていく予定である。

次に、4ページ、設計事業者の選定に係る公募型プロポーザルの流れである。平成23年1月14日に、第1回審査委員会を開催し、実施要領や参加資格等を決定し、事業者募集の公告を行い、事業者の募集を開始する。その後、2月中旬まで企画提案書の募集を行い、3月中旬に、審査委員会を開き、ヒアリングを実施した後、事業者を決定し、事業者と設計業務の委託契約を締結する予定としている。

次に、5ページ、あかがねミュージアム建設委員会についてである。設計業務と併せて、運営方法や事業計画等ソフト面の準備を進めるため、芸術文化関係者や利用者代表等20人程度からなるあかがねミュージアム建設委員会を設置する予定である。委員会には、新居浜出身やゆかりの方々、専門家の方々や、市議会議員、教育委員等にも参加いただき、よりよい施設づくりを目指したいと考えている。また、総合アドバイザーとして、演出家の鴻上尚史氏、美術館部門に、松久勝利愛媛大学名誉教授(美学美術史専攻)、小劇場部門に、タレント高見知佳さんをはじめ、水樹奈々さん、落語家桂文福さんをお願いしている。

次に、6ページ、建設委員会のスケジュール案であるが、平成23年1月から2月にかけて、要綱の制定や委員の選考を行い、3月に第1回会議を開催し、平成23年9月の基本設計作成までに3回、平成24年3月の実施設計作成までに4回、合計8回の全体会議と、美術館、小劇場など専門的な検討が必要な分野については、作業部会の設置を検討している。どちらにしても、できる限り多くの方々との意見交換を行いながら、設計業務を進めていく予定である。

次に、7ページ、収集・評価委員会についてである。収集・評価委員会は、寺坂公雄記念室の設置に係る作品の選定とにはまゆかりの美術の収集方針を確立するために設置するものである。委員は、大学教職員、美術評論家、美術館職員、学芸員など美術品の収集や評価の専門家5名を予定している。県内から2名、四国内から1名、西日本1名、東日本1名という割り振りで考えている。平成23年度は、3回程度の開催を予定しており、委員会の開催に係る経費については、平成23年度当初予算で計上し、寺坂作品の購入に係る経費については、23年度の補正予算での計上を考えている。

次に、8ページ、寺坂記念室関係とにはまゆかりの美術関係についてのスケジュール案である。まず、寺坂記念室関係としては、寺坂記念室の設置に係る作品の寄贈や購入について、寺坂先生と新居浜市の相互の意思確認を行う予定としている。後ほど説明するが、3月12日、寺坂先生をお招きした文化フォーラムを計画しており、それにあわせて、寺坂先生と新居浜市とで意思確認の文書、覚書を交わしたいと考えている。その後、平成23年4月以降に、収集・評価委員会を設置し、覚書をもとに、寄贈作品の価格評価や購入候補作品を決定し、平成25年度末までの期間で、議会の承認をいただきながら、段階的に作品を購入していきたいと考えている。平成26年のオープン

以降も、新作の制作、提供など、記念室の拡充を図っていき、にいはまゆかりの美術については、平成23年度から25年度にかけて、対象作家、対象作品の選定など収集の基本方針を確立し、平成26年度以降、購入、寄贈、寄託、借用など計画的に収集していく予定である。

次に、9ページ、文化フォーラムについてである。平成23年3月12日（土）、市民文化センター中ホールを会場として、13時から16時の予定で、あかがねミュージアムのオープンに向け、市民の皆様とともに、新しい文化の創造について考えるためのフォーラムを計画している。その内容については、美術館と小劇場それぞれに対象を絞った2部構成とし、第1部の美術館では、寺坂公雄先生をお招きし、「日本の画家たちと美術館」と題した記念講演や、新居浜市所蔵の寺坂先生の作品「古都歴巡」、第30回日展出品作（1988年）を舞台に展示し、寺坂先生と松久勝利愛媛大学名誉教授、市長を交えた鼎談を予定している。また、第2部の小劇場では、枝廣篤昌さんによる創作落語を交えた「笑いと文化」の講演、新居浜市出身のタレント高見知佳さんをコーディネーターに、トランペット奏者の曾我部清典さん、枝廣さん、松久先生、市長によるパネルディスカッションを計画している。

以上が総合文化施設の今後の取組についての内容である。

市長 以上のようなスケジュールでこれから進めていく。議会、市民の皆さん、建設委員会等を設けるが、説明や協議をしながら進めていきたいということなので、皆さんもよく認識しておくようお願いする。昨日、鴻上さんには、ふるさと観光大使の委嘱もさせていただき、お話もさせていただいたが、小劇場や美術館は、広さとか規模を決めれば、各地で前例もあるので、一定のレベルのものはできると思うが、新居浜らしさという地域文化の太鼓台、産業遺産、お手玉等の展示とか体験とかをうまくやることが人を集めることになるのではないかというお話であった。

これから各部での関わりも出てくると思うが、協力してお願いする。

3 連絡事項

(1) 第2次新居浜市男女共同参画計画（案）について（市民部）

市長 連絡事項に移る。第2次新居浜市男女共同参画計画（案）について市民部から説明をお願いする。

市民部長 第2次新居浜市男女共同参画計画（案）について説明する。

この計画は、新居浜市男女共同参画条例第10条の規定により、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的計画として策定するもので、平成22年3月に、新居浜市男女共同参画審議会に対し、市長より諮問し、全体会、専門部会での審議を経て、平成22年12月27日に市長に対し答申をいただいたので、その内容について報告する。

初めに、この計画の特徴として3点あるが、国が平成19年7月に改正した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく本市の基本計画として位置づけ作成したこと、近年注目されているワーク・ライフ・バランスの推進を新規

追加したこと、計画内の「男性の・・・」とか「女性の・・・」という記述をできる限り「男女の・・・」という表現に改め、内容も男女が共同して取り組むべき視点で見直したこと、この3点である。また、新居浜らしさとして、市民との協働、特に、男女共同参画の推進を行政だけでなく、事業者、ボランティア、市民などと協働して取り組んでいることを強調した内容となっている。

次に計画の構成であるが、主要課題、重点目標、推進項目、計画の具体的施策で構成している。計画策定の趣旨であるが、平成13年6月に目標年次を平成22年として「新居浜市男女共同参画計画」を策定、積極的に男女共同参画社会の実現に取り組んできたが、平成21年度に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査報告書」では、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識が、平成16年度の調査より、わずか0.8%しか改善されていない。参考であるが、平成12年度から平成16年度は10.5%伸びているが、その後、平成16年度から平成21年度にかけては0.8%と伸び悩んでいるのが現状である。

また、近年は、女性に限らず男性の人権のほか、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）も注目され、さらに少子高齢化の進行、家族形態、厳しい社会経済情勢の変化による労働環境の変化など、私たちを取り巻く新たな状況への対応が求められている。

このような状況のもと、さらなる男女共同参画社会の実現に向け、より実効ある取組を推進するため「新居浜市男女共同参画計画」の内容を見直し、「第2次新居浜市男女共同参画計画」を策定することとした。

計画の目標は、男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮し、ともにいきいきと暮らせる社会の実現を目指すことであり、計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間である。

次に計画の構成である。6つの主要課題については、前回と変更はないが、重点目標Ⅳ-1にワーク・ライフ・バランスを新規追加したこと、重点目標Ⅴ-3に平成16年の災害を機に男女共同参画の視点に立った地域防災づくりを設定した。計画の具体的施策では、それぞれの推進項目ごとに、市民・民間団体・企業等の役割及び行政の役割をまとめている。また、この具体的施策は、これまでも各部局課所において取り組んでいただき、毎年度進捗状況の調査をしてきたが、引き続き取組を進めていただきたくよろしく願います。

最後に、特にお願いしたいことは、審議会等における女性委員の登用率であり、現在31.6%であるが、中間年の平成28年4月には40%、目標最終年次の平成32年には50%、これは第五次長期総合計画にも同じ目標として掲げているが、これを目指して頑張りたいと思うので、各部局長においては、ご指導、ご協力をお願いする。

市長 この計画（案）はこれからどうなるのか。

市民部長 現在は答申を受けたところであるので、この答申の内容に基づき、この計画を事務的な手続きとして新居浜市の計画として定めて今後、公表、啓発等を行っていく予定である。

市長 パブリックコメントや庁内の対応は。

市民部長 パブリックコメントについては、昨年、10月1日から22日までの間、実施している。その意見等をまとめて最終答申をいただいた。また、庁内の関係各課への意見聴取等は終わっている。

市長 男女共同参画計画について、審議会や庁内のプロセスを経ているということである。人権問題としてのDVの取組等は進んできている。数字で表せるのは審議会の参加率等になるが、新居浜市役所として取り組むものもある。女性の登用とか個人の問題ではあるが、育休について男性も取れるんだという事等は意識してもらいたい。

市民部長 制度としてはできているが、実際利用している職員がでていないので、啓発について、総務部、人事課と協力しながら進めていきたいと思っている。

市長 それでは、各部各課で確認しているということであるが、行政の役割ということで各課の役割というものが出ているので再度持ち帰って確認をしていただきたい。そのうえで、最終的な決定をしていきたい。以上でよろしいか。

各部からの連絡事項はないか。

なければ、これで第10回庁議を終了する。